

特別養護老人ホーム第二仁風荘 利用料金表

1. 施設サービス費（介護保険適用：1日につき）

単位：円

	基本	1割	2割	3割
要介護1	6,700	670	1,340	2,010
要介護2	7,400	740	1,480	2,220
要介護3	8,150	815	1,630	2,445
要介護4	8,860	886	1,772	2,658
要介護5	9,550	955	1,910	2,865

2. 居住費及び食費（介護保険適用外：1日につき）

単位：円

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
居住費	820	820	1,310	1,310	2,006
食費	300	390	650	1,360	1,445

1段階：生活保護受給者

2段階：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下

3段階①：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下

3段階②：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額120万円以上かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下

4段階：上記（1段階から3段階）に該当しない方

3. 各種加算及び算定要件について

単位：円

	基本	1割	2割	3割	算定要件
看護体制加算Ⅰ口 （1日につき）	40	4	8	12	常勤の看護師を1名以上配置しています。
日常生活継続支援加算Ⅱ （1日につき）	460	46	92	138	新規入所者の要介護4と5の方が7割以上、または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上、介護職員で介護福祉士の資格取得者が入所者の6または端数を増すごとに1以上配置しています。
栄養マネジメント強化加算 （1日につき）	110	11	22	33	常勤の管理栄養士を1以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察と栄養状態や嗜好などを踏まえた食事の調整を行います。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ （1月につき）					処遇改善計画に基づき、処遇改善を行っている場合に該当します。1月の利用料と加算の合計に14%を乗じた金額となります。

4. 算定要件に該当した方への各種加算

単位：円

	基本	1割	2割	3割	算定要件
初期加算 (1日につき)	300	30	60	90	入所した日から30日間に限り該当します。また、30日を超える入院後に再入所した場合も該当します。
外泊時費用加算 (1日につき)	2,460	246	492	738	入院や外泊をした場合に該当します。(1ヶ月で6日を限度とします。)
療養食加算 (1回につき)	60	6	12	18	疾病治療の直接の手段として、医師の食事箋に基づき食事を提供した場合に該当します。(1日につき3回を限度とします。)
看取り介護加算Ⅰ (1日につき) 医師が終末期にあると判断し、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に該当します。	720	72	144	216	死亡日以前の31日前から45日前まで該当します。
	1,440	144	288	432	死亡日以前の4日前から30日前まで該当します。
	6,800	680	1,360	2,040	死亡日の前日と前々日に該当します。
	12,800	1,280	2,560	3,840	亡くなった日のみ該当します。
安全対策体制加算 (入所時に1回限り)	200	20	40	60	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に該当します。
経口維持加算 (1月につき)	4000	400	800	1200	摂食嚥下障害や認知機能の低下した方が、今後も口から食べることを続けるための支援を多職種共同で行った場合に該当します。

5. 施設利用料・居住費・食費の支払い方法

現金または金融機関の口座振込、振替でお願いします。毎月15日に前月分の請求書を発送致します。振替の方は20日に引き落としとなります。振込の方は5日以内にお支払い下さい。

6. その他の費用

①理美容サービス	理容：月1回、大石田町理容組合が当施設に来荘します。 ご利用を希望する場合は、職員にご相談下さい。 代金は1回あたり2,500円になります。 美容：ご利用を希望する場合は職員にご相談下さい。
②日常生活品購入代行	介護用品以外の日常生活品の購入代行を当施設に申し込むことができます。(代行手数料は無料)
③その他	医療費、その他行事に伴うものについては、要した費用の実費となります。

特別養護老人ホーム第二仁風荘 利用料金表

1, 施設サービス費（介護保険適用：1日につき）

単位：円

	基本	1割	2割	3割
要介護1	6,700	670	1,340	2,010
要介護2	7,400	740	1,480	2,220
要介護3	8,150	815	1,630	2,445
要介護4	8,860	886	1,772	2,658
要介護5	9,550	955	1,910	2,865

2, 居住費及び食費（介護保険適用外：1日につき）

単位：円

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
居住費	820	820	1,310	1,310	2,006
食費	300	390	650	1,360	1,445

1段階：生活保護受給者

2段階：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下

3段階①：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下

3段階②：市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額120万円以上かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下

4段階：上記（1段階から3段階）に該当しない方

3, 各種加算及び算定要件について

単位：円

	基本	1割	2割	3割	算定要件
看護体制加算Ⅰ （1日につき）	40	4	8	12	常勤の看護師を1名以上配置しています。
サービス提供体制強化加算Ⅱ （1日につき）	180	18	36	54	介護職員で介護福祉士の資格取得者が60%以上配置しています。
栄養マネジメント強化加算 （1日につき）	110	11	22	33	常勤の管理栄養士を1以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察と栄養状態や嗜好などを踏まえた食事の調整を行います。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ （1月につき）					処遇改善計画に基づき、処遇改善を行っている場合に該当します。1月の利用料と加算の合計に14%を乗じた金額となります。

4. 算定要件に該当した方への各種加算

単位：円

	基本	1割	2割	3割	算 定 要 件
初期加算 (1日につき)	300	30	60	90	入所した日から30日間に限り該当します。また、30日を超える入院後に再入所した場合も該当します。
外泊時費用加算 (1日につき)	2,460	246	492	738	入院や外泊をした場合に該当します。(1ヶ月で6日を限度とします。)
療養食加算 (1回につき)	60	6	12	18	疾病治療の直接の手段として、医師の食事箋に基づき食事を提供した場合に該当します。(1日につき3回を限度とします。)
看取り介護加算Ⅰ (1日につき)	720	72	144	216	死亡日以前の31日前から45日前まで該当します。
医師が終末期にあると判断し、本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に該当します。	1,440	144	288	432	死亡日以前の4日前から30日前まで該当します。
	6,800	680	1,360	2,040	死亡日の前日と前々日に該当します。
	12,800	1,280	2,560	3,840	亡くなった日のみ該当します。
安全対策体制加算 (入所時に1回限り)	200	20	40	60	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に該当します。
経口維持加算 (1月につき)	4000	400	800	1200	摂食嚥下障害や認知機能の低下した方が、今後も口から食べることを続けるための支援を多職種共同で行った場合に該当します。

5. 施設利用料・居住費・食費の支払い方法

現金または金融機関の口座振込、振替でお願いします。毎月15日に前月分の請求書を発送致します。振替の方は20日に引き落としとなります。振込の方は5日以内にお支払い下さい。

6. その他の費用

①理美容サービス	理容：月1回、大石田町理容組合が当施設に来荘します。 ご利用を希望する場合は、職員にご相談下さい。 代金は1回あたり2,500円になります。 美容：ご利用を希望する場合は職員にご相談下さい。
②日常生活品購入代行	介護用品以外の日常生活品の購入代行を当施設に申し込むことができます。(代行手数料は無料)
③その他	医療費、その他行事に伴うものについては、要した費用の実費となります。